

8 消 安 第 2437 号
令和 8 年 7 月 13 日

青森県農林水産部長 殿

農林水産省消費・安全局
動 物 衛 生 課 長

韓国におけるランピースキン病の発生について

ランピースキン病については、本年 7 月 1 日付けで家畜伝染病予防法の一部を改正する法律（令和 8 年法律第 20 号）が施行され、家畜伝染病予防法（昭和 26 年法律第 166 号。以下「法」という。）第 2 条第 1 項に規定される家畜伝染病に位置付けられたところです。

このような中、今般、韓国当局から、全北特別自治道淳昌郡の肉牛農場（韓牛、8 頭飼養）において、本病の発生が確認された旨の公表がありました。同国における本病の発生は、2024 年 12 月以来、約 1 年 7 か月ぶりとなります。同国では、今回の発生を受けて、発生農場における移動制限、発生農場の所在する地域でのワクチン接種等の措置を講じるとともに、全国の農場における媒介昆虫対策を強化することとしています。

我が国における本病の防疫対策は、法及び「ランピースキン病防疫対策要領」（令和 6 年 1 月 23 日付け 5 消安第 6169 号農林水産省消費・安全局長通知。以下「防疫対策要領」という。）に基づき、本病を発症した牛等（飼養されている牛及び水牛をいう。）の早期発見、隔離、移動の制限、殺処分、ワクチン接種等の総合的な防疫対策によって、本病の発生及び感染拡大を効率的かつ効果的に防止し、本病を清浄化することを目的として実施することとしています。

本病の我が国への侵入経路として近隣諸国からの媒介昆虫等を介した侵入が考えられますが、韓国での本病発生により我が国への侵入リスクが高まっている状況にあることを踏まえ、改めて家畜所有者等の畜産関係者に対し、本病の特徴的な臨床症状を周知し、防疫対策要領に基づく媒介昆虫対策、注射針等の交換又は消毒、飼養家畜の健康観察、異状を認めた場合の早期通報等について注意喚起及び御指導いただくとともに、発生に備えたまん延防止対策の体制整備に万全を期すようお願いします。

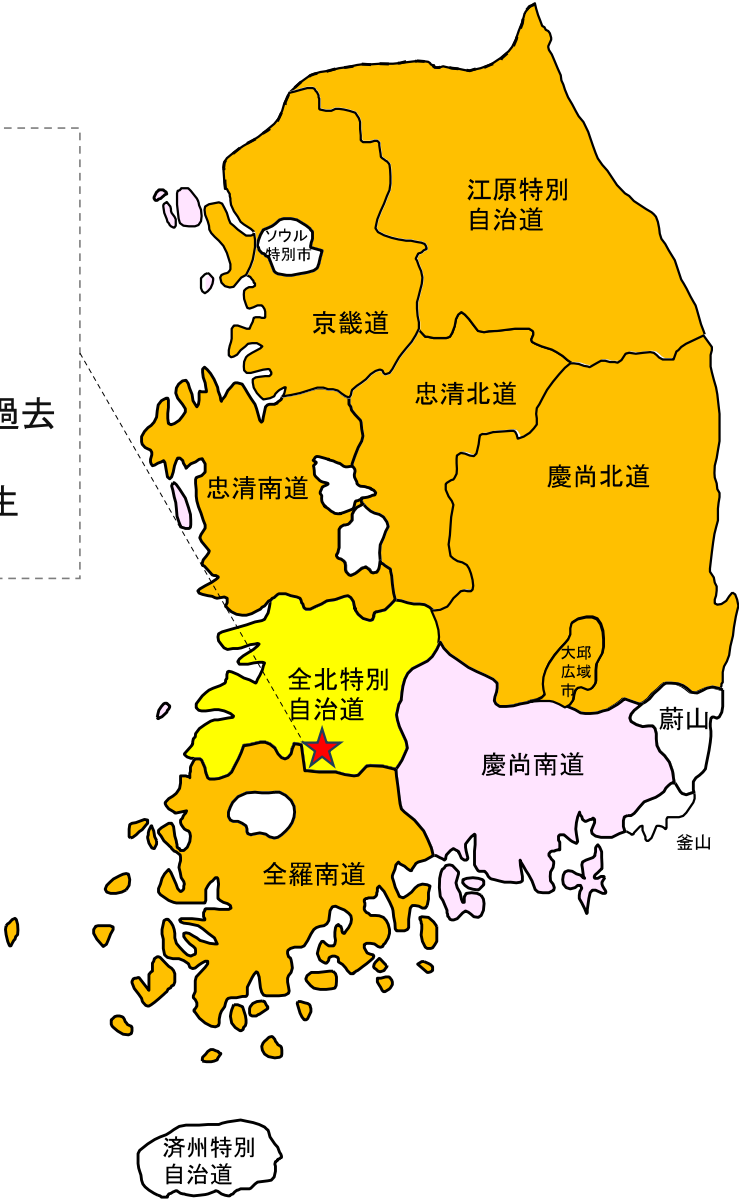
なお、農林水産省においては、空港・港湾関係者等と連携して水際対策の一層の徹底を図るとともに、畜産関係団体に注意喚起を要請していることを申し添えます。

韓国におけるランピースキン病の発生状況

(2026年7月12日時点)

全北特別自治道
2026年 7 月11日
淳昌郡
韓牛農場（8 頭飼養）

（参考）全北特別自治道の過去の発生状況
2023年10月24日以降14件発生
（2024年は発生なし）



過去の発生状況

	発生件数	殺処分対象頭数
2023年	131件	6, 995頭
2024年	24件	304頭
2025年	－	－

- ★ : 2026年に発生が確認された地点
- 黄色 : 2026年に発生が確認された行政区画
- オレンジ : 2024年に発生が確認された行政区画
- ピンク : 2023年に発生が確認された行政区画